

## 南九州市公告第6号

### 特定非営利活動法人の設立認証申請の公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり  
特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請があつたので下記のとおり公表する。

なお、この関係書類は、まちづくり推進課において縦覧に供する。

令和8年1月28日

南九州市長 塗木弘幸

1 申請のあった年月日

令和8年1月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ハレルバりんどう

3 代表者の氏名

小牧 幸平

4 主たる事務所の所在地

南九州市穎娃町御領3479番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、社会的に孤立した者たちに対して、安心して過ごし、心身ともに健やかに成長できる居場所を地域社会の中に創出し、将来に希望を持てるよう支援することで、社会的孤立の解消、社会での活躍、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ハレルバリルドウ という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鹿児島県南九州市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、社会的に孤立した者たちに対して、安心して過ごし、心身ともに健やかに成長できる居場所を地域社会の中に創出し、将来に希望を持てるよう支援することで、社会的孤立の解消、社会での活躍、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡大を支援する活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) フリースクールにおける不登校児への支援及び不登校、引きこもりに悩む者への相談支援
- (2) 地域住民とのイベント活動、食料品の生産体験
- (3) 子どもや障がい者、生活困窮者向け職業体験、就労支援
- (4) 誰もが安心して過ごせるフリースペースの開設と運営

## 第3章 会 員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員：この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員：法人の活動を支援するために入会した個人及び団体

### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### (拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

#### (種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 3人
  - (2) 監 事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

#### (選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにならぬ。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
  - 3 理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によつて、理事がその職務を代行する。
  - 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
  - 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
    - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
    - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
    - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
    - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
    - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定に關わらず、後任の役員が選任されていない場合には、当該任期の末日後の最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。
  - 3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
  - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前

に弁明の機会を与えるなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総 会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）の借入れその他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

#### (招集)

- 第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
  - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### (議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

#### (定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

#### (議決)

- 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

#### (表決権等)

- 第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
  - 3 前項の規定により表決し、又は表決を委任した正会員は、前2条、次条第1項及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
  - 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

#### (議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場

合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

3 前2項の規定に關わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理 事 会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも1日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定

める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）

- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）をしたときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち総会の議決を経て選定した者に帰属するものとする。

（合併）

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

（公告の方法）

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

## 第10章 雜則

（細則）

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 小牧 幸平

理事 上村 修

理事 高江 加代子

監事 川畠 実道

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定に関わらず、成立の日から令和 9 年 5 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 44 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定に関わらず、成立の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定に関わらず次に掲げる額とする。

年会費 正会員 3,000 円

賛助会員 2,000 円

(法第10条第1項第2号イ)

## 役 員 名 簿

特定非営利活動法人ハレルバりんどう

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事	小牧 幸平		無
理事	上村 修		無
理事	高江 加代子		無
監事	川畠 実道		無

### 【作成上の留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 定款附則に記載してある設立当初の役員と一致させること。
- 3 役職名の欄には、「理事」又は「監事」と記入すること。
- 4 「氏名」及び「住所又は居所」の欄は、住民票などによって証された住所又は居所をそのまま記載すること。
- 5 役員については、親族に関する制限があり、本人とその配偶者若しくは3親等以内の親族については、役員総数が6人以上であれば、本人と合わせて2人までは役員となることはできますが、5人以下であれば本人以外に役員になることはできません。
- 6 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入すること。
- 7 報酬を受ける役員（報酬の有無の欄に「有」と記載の役員）の数は、役員総数の3分の1以下とすること。（法第2条第2項第1号ロ）

(法第10条第1項第5号)

## 設立趣旨書

### 1 趣旨

近年、子どもに限らず、社会的な孤立が深刻な問題となっており、安心して過ごせる居場所を持たない子どもたちが多く存在しています。このような状況は、子どもたちの心身の健やかな成長を妨げるだけでなく、将来的な社会参加や自立にも大きな影響を及ぼす可能性があります。私たちは、子どもたちが孤立することなく、地域社会の中で安心して過ごし、成長できる環境を整えることが望ましいと考えています。のために、不登校児童や居場所を失った子どもたちが気軽に相談できる環境づくりを進めていきます。また、地域での体験活動を企画・実施することで、子どもたちが社会との関わりを持つきっかけをつくり、社会的孤立の解消を支援します。さらに、フリースクールの設立・運営や職場体験の機会を設けることで、子どもの教育を受ける権利を守り、学びの機会の提供、そして、子どもたちが社会で活躍できる力を育み、将来への希望を持てるよう支援します。

これらの活動は、子どもたちの健全な育成を支えるだけでなく、地域社会の活性化にもつながる公益性の高い活動です。これらの活動を継続するためには行政や福祉事業所、企業などとの連携が不可欠であり、社会的に認められ、持続可能な支援体制の構築を可能にする特定非営利活動法人の設立が必要であると判断し、設立を決意しました。

### 2 申請に至るまでの経過

- 令和7年8月 任意団体ハレルバriadうを設立し、活動を始める
- 令和7年8月 特定非営利活動法人格取得のため経験者から情報を集める
- 令和7年11月 発起人会の開催
- 令和7年12月 設立総会の開催

令和 7年12月13日

特定非営利活動法人ハレルバriadう

設立代表者 氏名 小牧幸平

## 初年度事業計画書

特定非営利活動法人ハレルバriadou

### 1 事業実施の方針

初年度は、誰もが安心して過ごせるフリースペースの開設と運営を行う。

誰もが安心して過ごせるフリースペースの開設と運営では、不登校や引きこもり等によって社会的に孤立した者たちが安心して過ごすことができる居場所の提供を行う。そして、令和 8 年 4 月からフリースクールにおける不登校児への支援及び不登校、引きこもりに悩む者への相談支援並びに地域住民とのイベント活動、食料品の生産体験並びに子どもや障がい者、生活困窮者向け職業体験、就労支援を開始するための準備を行う。

### 2 事業の実施に関する事項

#### 特定非営利活動に係る事業

##### (1) 誰もが安心して過ごせるフリースペースの開設と運営

具体的な事業内容：誰もが安心して過ごせる居場所の提供

実施予定日及び時間：毎週土曜日、日曜日 9 時～16 時

実施予定場所：南九州市頬娃町御領 2534 番地 にじいろハウス

従事者の予定人数：1 人

受益対象者の範囲及び予定人数：地域住民 6 名

事業費の予算額：6,000 円

##### (2) フリースクールにおける不登校児への支援及び不登校、引きこもりに悩む者への相談支援

具体的な事業内容：事業開始に向けた準備期間とし、職員への説明、広報活動を行う。

実施予定日及び時間：令和 8 年 2 月～3 月

実施予定場所：南九州市頬娃町御領 2534 番地 にじいろハウス

従事者の予定人数：10 人

受益対象者の範囲及び予定人数：該当なし

事業費の予算額：5,000 円

##### (3) 地域住民とのイベント活動、食料品の生産体験

具体的な事業内容：事業開始に向けた準備期間とし、職員への説明、広報活動を行う。

実施予定日及び時間：令和 8 年 2 月～3 月

実施予定場所：南九州市頬娃町御領 2534 番地 にじいろハウス

従事者の予定人数：10 人

受益対象者の範囲及び予定人数：該当なし

事業費の予算額：5,000 円

##### (4) 子どもや障がい者、生活困窮者向け職業体験、就労支援

具体的な事業内容：事業開始に向けた準備期間とし、職員への説明、広報活動を行う。

実施予定日及び時間：令和 8 年 2 月～3 月

実施予定場所：南九州市頬娃町御領 2534 番地 にじいろハウス

従事者の予定人数：10 人

受益対象者の範囲及び予定人数：該当なし

事業費の予算額：5,000 円

## 令和8年度事業計画書

特定非営利活動法人ハレルバリンどう

### 1 事業実施の方針

令和8年度は、フリースクールにおける不登校児への支援及び不登校、引きこもりに悩む者への相談支援並びに地域住民とのイベント活動、食料品の生産体験並びに子どもや障がい者、生活困窮者向け職業体験、就労支援並びに誰もが安心して過ごせるフリースペースの開設と運営を行う予定である。

フリースクールやフリースペースでは、不登校や引きこもり等によって社会的に孤立した者たちが安心して過ごすことができる居場所の提供を行う。そして、社会的に孤立した者たちが、社会と繋がるきっかけとなるように地域住民と共に体験活動を行い、また子どもや障がい者、生活困窮者を対象とした就労支援を行うことで社会的孤立の解消を図る。

### 2 事業の実施に関する事項

#### 特定非営利活動に係る事業

##### (1) フリースクールにおける不登校児への支援及び不登校、引きこもりに悩む者への相談支援

具体的な事業内容：不登校児、引きこもりへの居場所や学びの機会の提供及び相談支援

実施予定日及び時間：毎週月曜日～金曜日 9時～16時

実施予定場所：南九州市頬塙町御領2534番地 にじいろハウス

従事者の予定人数：3人

受益対象者の範囲及び予定人数：南九州市の小学生～高校生 5人

事業費の予算額：3,634,000円

##### (2) 地域住民とのイベント活動、食料品の生産体験

具体的な事業内容：地域住民とのイベント活動、食料品の生産・販売体験、職場体験

実施予定日及び時間：午10回

実施予定場所：南九州市頬塙町御領2534番地 にじいろハウス

従事者の予定人数：10人

受益対象者の範囲及び予定人数：南九州市の小学生～高校生 20人

事業費の予算額：50,000円

##### (3) 子どもや障がい者、生活困窮者向け職業体験、就労支援

具体的な事業内容：高校生の就労支援（アルバイト含む）

実施予定日及び時間：随時（相談を受けたら）

実施予定場所：南九州市頬塙町御領2534番地 にじいろハウス

従事者の予定人数：2人

受益対象者の範囲及び予定人数：高校生 5名

事業費の予算額：144,000円

##### (4) 誰もが安心して過ごせるフリースペースの開設と運営

具体的な事業内容：誰もが安心して過ごせる居場所の提供

実施予定日及び時間：毎週土曜日、日曜日 9時～16時

実施予定場所：南九州市頬塙町御領2534番地 にじいろハウス

従事者の予定人数：1人

受益対象者の範囲及び予定人数：地域住民 6名

事業費の予算額：46,000円

設立当初の事業年度 活動予算書  
法人成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人ハレルバリンどう  
(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1 受取会費	72,000	
正会員受取会費		72,000
賛助会員受取会費		
.....		
2 受取寄附金		0
受取寄附金		
.....		
3 受取助成金等		0
受取民間助成金		
受取補助金		
4 事業収益		0
クリスターにおける不登校児への支援及び不登校、引きこもりに悩む者への相談支援		
地域住民とのイベント活動、食料品の生産体験		
子どもや障がい者、生活困窮者向け職業体験、就労支援		
誰もが安心して過ごせるフリースペースの開設と運営	8,000	8,000
5 その他収益		0
受取利息		
.....		
経常収益計		80,000
I 経常費用		
1 事業費		
(1)人件費		
給料手当		
臨時雇賃金		
退職給付費用		
福利厚生費		
人件費計	0	
(2)その他経費		
家賃	6,000	
会議費	3,000	
旅費交通費	4,000	
消耗品費	4,000	
減価償却費		
印刷製本費	4,000	
その他経費計	21,000	
事業費計		21,000
2 管理費		
(1)人件費		
役員報酬	0	
臨時雇賃金	0	
人件費計	0	
(2)その他経費		
消耗品費	10,000	
水道光熱費	10,000	
通信運搬費		
地代家賃	10,000	
旅費交通費	30,000	
その他経費計		30,000
管理費計		51,000
経常費用計		51,000
当期経常増減額		29,000
III 経常外収益		
1 固定資産売却益	0	0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1 過年度損益修正損	0	0
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		0
法人税、住民税及び事業税		29,000
当期正味財産増減額		0
設立時正味財産額		29,000
次期繰越正味財産額		1,000,000
		1,029,000

令和8年度事業年度 活動予算書  
令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人ハレルバリンどう  
(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1 受取会費	72,000		
正会員受取会費		72,000	
賛助会員受取会費			
2 受取寄附金	500,000		
受取寄附金		500,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金			
受取補助金	500,000		
4 事業収益			
フリースペースにおける不登校児への支援及び不登校、引きこもりに悩む者への相談支援	1,800,000		
地域住民とのイベント活動、食料品の生産体験	100,000		
子どもや障がい者、生活困窮者向け職業体験、就労支援			
誰もが安心して過ごせるフリースペースの開設と運営	48,000	1,948,000	
5 その他収益			
受取利息		0	
経常収益計			3,020,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
給料手当	3,744,000		
臨時雇賃金			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	3,744,000		
(2)その他経費			
家賃	36,000		
会議費			
旅費交通費			
消耗品費	70,000		
減価償却費			
印刷製本費	24,000		
その他経費計	130,000		
事業費計		3,874,000	
2 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	0		
臨時雇賃金			
人件費計	0		
(2)その他経費			
消耗品費	30,000		
水道光熱費			
通信運搬費	30,000		
地代家賃			
旅費交通費	40,000		
その他経費計	100,000		
管理費計		100,000	
経常費用計			3,974,000
当期経常増減額			-954,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益	0	0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0	0	
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			-954,000
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			-954,000
前期繰越正味財産額			1,029,000
次期繰越正味財産額			75,000